



生涯学習のまなび

まなび

響きあい
共に育つ
「人づくり」

美郷チャレンジ健康マラソン

町では、スポーツに親しみ・健康増進を図るためのスポーツプログラムを毎年企画しています。9月1日にはチャレンジ健康マラソンを開催し、親子連れなど130名が参加しました。自転車競技場周辺の公道を利用した3kmと6kmのコースに挑戦した参加者たちは、厳しい残暑にも負けず、思い思いのペースでゴールを目指し、全員無事に完走しました。

今後もウォーキングやニュースポーツ教室などの開催を予定しています。開催日程は町広報紙等でお知らせしますので、どうぞお気軽にご参加ください。

チャレンジ健康
マラソンの様子



楽しくスポーツして健康維持を!

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課
スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで
利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

10月の休業日は

1 9 15 22 29
月 火 月 月 月

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような
業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では
取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

ご存じですか?国民年金の任意加入制度

国民年金の被保険者期間は20歳から60歳までの40年間ですが、60歳以降も保険料を納めることができる「任意加入制度」があります。60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、保険料の納付済期間が40年より少ないために老齢基礎年金を満額受給できない方で、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない時は、申し出により任意加入することができます。

平成24年度における老齢基礎年金額(満額)
786,500円

任意加入できる対象者

- ① 加入により、70歳までの間に年金受給資格期間を満たすことができる方
- ② 保険料納付済期間が25年以上40年未満で受給年金額を増やしたい方(65歳まで)
- ③ 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方
※③の方を除き、保険料は原則口座振替で納付することになります。

Q: 任意加入のメリットは?

- A: ● 老齢基礎年金は、保険料納付月数に応じて支給される仕組みになっています。任意加入により納付月数が多くなればなるほど、65歳からの年金も多く受け取りできます。
- 任意加入による保険料納付で一定の要件を満たすと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができるようになります。
- 任意加入により納付された保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

Q: 加入の手続きはどこでできますか?

- A: ①、②の方、これから海外に転出する方で任意加入を希望される方は、住民票のある市区町村役場で手続きができます。
- 美郷町役場住民生活課
- ③の方は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所で行えます。
- 最終所在地が美郷町の方は、大曲年金事務所

Q: 手続きに必要なものはありますか?

- A: 口座振替を希望する金融機関の通帳、届出印、年金手帳をご持参ください。

問い合わせ 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な事情がなく介護保険料を納めない(滞納)していると、滞納している期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れないようにしましょう。

① 1年以上滞納すると… → 償還払い化

介護保険サービスを利用したとき通常1割負担のところ、いったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分(費用の9割分)が払い戻されます。

② 1年6カ月以上滞納すると… → 一時差止め

利用した介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。さらに滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

③ 2年以上滞納すると… → 給付額減額

保険料を納めていない期間に応じて、自己負担が3割に引き上げられます。高額介護サービス費なども支給されません。

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、介護保険の情報を公開していますので、ご覧ください。

<http://www.oskaigonet.or.jp/>

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911